

保 発 0422 第 2 号
令和 4 年 4 月 22 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省保険局長



電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

標記については、別添のとおり、都道府県知事、地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

保 発 0422 第 1 号
令和 4 年 4 月 22 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号) 第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(令和 2 年 4 月 28 日付保発 0428 第 3 号)は廃止する。

「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

〔 令和 4 年 4 月 22 日 〕
〔 厚 生 労 働 大 臣 〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を定め、令和 4 年 5 月 1 日より適用する。

- (別添 1-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- (別添 1-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- (別添 1-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- (別添 1-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- (別添 2-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- (別添 2-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC用）
- (別添 2-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- (別添 2-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- (別添 3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添 4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添 5) オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添 6) オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添 7) オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添 8) オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添 9) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
- (別添 10) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯科用）
- (別添 11) オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）

* 別添 1～11 は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載（以下参照）
<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo>

事 務 連 絡
令和4年4月22日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

標記については、別添のとおり、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（局）長、地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 2 2 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（局）長 殿

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

標記については、「保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報の仕様について」（平成 18 年 6 月 6 日事務連絡）により取り扱っているところであるが、今般、電子情報処理組織の使用による保険者からの再審査の申出等に関する取扱いに伴い下記のとおり改定することとしましたので、ご連絡します。

なお、関係団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願いいたします。

記

1 保険者へ請求する診療（調剤）報酬に係る記録条件仕様

- ①（別添 1）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（医科）
- ②（別添 2）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（DPC）
- ③（別添 3）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（歯科）
- ④（別添 4）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（調剤）

2 再審査等請求に係る記録条件仕様

- ①（別添 5）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（医科用）
- ②（別添 6）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（DPC用）
- ③（別添 7）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（歯科用）
- ④（別添 8）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（調剤用）

なお、別添 1～8 は、HP「診療報酬情報提供サービス」

<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/> に掲載